（2）保育が必要な事由　※第２・３号認定を受けるための要件

事由	保護者の状況	入園を希望できる月	認定期間（在園できる期間）
就労	①　就労している場合 （週３日以上かつ１日４時間以上） ②　産休中・育休中の場合 ③　就労内定の場合	①　保育が必要な月から ②　復職予定月から ③　就労開始月から	保育が必要な月まで （要件を満たせば、小学校就学前まで）
妊娠・出産	出産前後の場合	出産予定月の前２か月から出産後２か月まで	
疾病・障害	疾病・負傷・心身に障害がある場合	保育が必要な月から	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	常時、疾病・負傷・心身に障害がある親族を介護・看護している場合（週３日以上かつ１日４時間以上）	保育が必要な月から	介護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害の復旧活動をしている場合（週３日以上かつ１日４時間以上）	保育が必要な月から	保育を必要としなくなるまで
求職活動	求職活動をしている場合（起業準備を含む）（週３日以上かつ１日４時間以上）	保育が必要な月から	３か月間
就学	学校教育法に定める学校等に就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）（週３日以上かつ１日４時間以上）	就学開始月から	就学期間中
虐待やＤＶ	児童虐待または配偶者等からの暴力により、児童の保育を行うことが困難と認められる場合	保育が必要な月から	保育を必要としなくなるまで
その他	その他、上記に類する状態として千代田区が認めるもの	保育が必要な月から	保育を必要としなくなるまで

（3）保育の必要量

就労を理由とする場合、以下のいずれかに区分されます。

①　「保育標準時間」利用（１日あたり最長１１時間）
　フルタイム就労（おおむね月１２０時間以上または1日6時間以上）を想定した利用時間

②　「保育短時間」利用（１日あたり最長８時間）
　パートタイム就労（おおむね月４８時間以上１２０時間未満または1日6時間未満）を想定した利用時間